

## 日本史 A 第 3 回資料と課題 課題は末尾にあり

### 下田条約（和親条約）

日本はアメリカ以外とも条約を結びました。アメリカに最恵国待遇を認めたため、不利な内容に拡大解釈されないよう進んで他国との条約調印を認めたのでした。ロシア・オランダ・イギリスです。ロシアには樺太の国境確定問題があり、同島のアイヌ支配問題などを含めて調印には困難をきわめました。なお、正式名称は和親条約ではなく、「日露通好条約」といいます。ご存じのように現在の領土問題が介在しており、あらためて説明することにします。オランダは、長崎奉行との友好関係を利用し、日米条約とほぼ同等の内容でした。イギリスとは本来、クリミア戦争中の中立や長崎・函館<sup>はこだて</sup>来航の許可のみを定めたもので、日英約定（Convention—協定とも、条約ではない）とでもいうべきなのですが、イギリス外務省は今後の通商関係を求める場合を考えると有利とみなし批准しましたが、日英和親条約の表現は間違っています。

### 下田条約の上奏と朝廷（天皇）

老中阿部正弘は下田条約の調印を朝廷に上奏（報告）し、孝明天皇は調印をやむなしと認めました。このことには大きな意味があります、国家的な重要案件を「国事」（これに対する内政案件が「大政」）といましたが、それを天皇に報告することは、本来的には義務でしたが、朝廷が徳川幕府の一機関化していたこともあって形式的なものにとどまっており、奏上されることもなくなっていました。しかし、19 世紀初頭に老中・松平定信がロシア船来航を奏上したことがあり、このことが、国内為政者（幕臣や諸大名など）<sup>いせいしや</sup>を統制する手段として使われたのです。国書を国内諸大名に開示したのと動機は同じです。

奏上に対して天皇が意見を述べることはほぼありませんでした。天皇に代わって摂政や関白が答弁することさえあり、また天皇が意見を述べようとすると摂政らによって制止されることすらありました。ところが、下田条約調印の奏上をうけた孝明天皇は、その存在がきわめて特異でした。19 世紀中、天皇は 20 歳になる頃には退位して上皇になることが普通でしたが、孝明天皇は 20 代になってから即位しました。<sup>きんちゆうならびにくげしよはつと</sup>禁中並公家諸法度により、天皇や公家は学芸に勤しむこととされました。この頃の皇族は政治向きの教育も許可されていました。都のある山城<sup>やましろ</sup>周辺には国学者が多くおり、皇族に対する教育も担当することがありました。また、特に次期の天皇となるべき皇太子などの親王教育は、身分に関わることなく公家の子息から優秀な人材が選ばれ、皇太子とともに幼年期を過ごしました。彼らは成人するにあたって、身分よりも高く、特に天皇に直答できる官職が与えられることが多くありました。いわゆるミカドの近臣です。一例を挙げれば、三条美美や岩倉具視<sup>さねとみ</sup>などです。彼らは幕末政治問題で活躍し、さらには新政府の指導者になっていきます。孝明天皇とその近臣たちがいなければ、幕末の京都政局などなかったとさえいえます。

ただし、攘夷論者の孝明天皇でしたが、前述したように下田条約を承認（勅許）しました。なぜなのかといえば、現状の国内体制に影響を与えるものではないというのが理由です。しかし、条約をめぐる奏上と勅許のやりとりは、朝廷を政治勢力と認めることになり、今後も国家の重大事項については天皇への奏上が必要とする意見が主流になっていきました。

## 国際港と化した下田と欠乏所貿易



この間、下田の港は条約が規定するような外国船舶・乗員の一時寄港・滞在地ではなく、アメリカやロシアの民間船舶・軍艦が滞在し、貿易商人などが実質的に長期滞在する国際港に化していました。アメリカの星条旗を掲げていても、実際にはプロシア船籍であることもありました（アメリカ人船主から物資輸送を依頼されたプロシア船籍のチャーター船）。そして、クリミア戦争などで不足するだろう取引のための物資を求め、さらに徳川幕府との取引（鉄砲など）を試みる商人がいました。下田条約では貿易が禁止されているのではと思う人がいるでしょうが、日米和親条約の規定では、アメリカ人やアメリカ船は必要な物資を、対等の代価（物でも金銭でも可）

と交換するという規定があり、これをもって貿易活動が可能と主張するアメリカ人がいたのです。幕府は表向き難色を示しますが、結果としてこれに応じます。下田奉行は、下田市内に欠乏所と名付けた物資取引所を設け、豪商である住友家に運用を命じ、取引品の交換額を決めています。周辺の伊豆商人などはこの取引に参加する姿勢をみせていました。日本人の歴史家は長くこの事実を無視していました。また、アメリカ人の歴史家も、これを bazar（バザー）と称しています。しかし、欠乏所取引の規模は、鉄砲数百丁や石炭数百トンなど、とても欠乏品とは思えない巨額なものでした。明らかな貿易行為というべきです。

この欠乏所取引は後味の悪い結果を残します。外国人からは、先に金銭支払いを条件としながらも、当時は下田への流通事情が悪かったこともありますが、幕府側は希望した商品を調達することができず（そもそも調達しない場合も）、取引を反古にただけでなく金銭を返金することがほとんどありませんでした。結果、徳川幕府が崩壊した後になりますが、何人かのアメリカ人（外交官や商人）は賠償を主張したアメリカの連邦裁判所などに提訴しました。これに対して明治政府は、財源不足もあって自分たちには関係がないと主張（外交関係を継承している以上、関係があります）していきます。アメリカ人たちは、合衆国連邦議会に訴え、ロビーイストを雇用するなどして懸命に活動したことで、日米関係に影響がでることもありました。その多くは些少の賠償額が敗訴（アメリカ国内では関係資料を確認できない）になりました。

## 通商条約調印のための全権使節派遣



下田における<sup>けつぼうしよ</sup>欠乏所取引については、外交上、アメリカ合衆国政府も容認できるものではありませんでした。あらためて新条約調印をする意見もあり、交渉を委任した全権使節の派遣を決定したのです。候補者は、当時の民主党関係者から選ばれるのが通常です。ただし、候補者選定は難航します。軍事的サポートなどもなく、誰も支援者のいない日本に、単独（実際には通訳やコックが同行）で赴任しなければならないからです。そうしたなか、日本行きを自薦する者が現れました。タウンセンド・ハリスというニューヨーク市では有名な商人（資産家）です。ちなみに、ニューヨーク市立大学創設者の一人でも

あります。彼は財をなした後、国家に尽くしたいとして、シャム（現在のタイ）駐在の領事を務めた経験がありましたが、外交経験はありませんでした。売名行為だとハリスを批難する声もありましたが、彼は意に介することなく、名誉を得るために日本行きを主張しました。そういう点ではペリーと同じです。

ただし、大前提としてハリスをいかなる理由で日本に派遣すべきか、合衆国政府は悩みました。日米和親条約調印によって、アメリカ側は日本に外交的アプローチすることはないものとみなしていたのが徳川幕府です。同条約の批准書を届けるため日本に来航したロジャース艦隊を砲撃しようとしたほどです。

そこで持ち出されたのが、同条約の致命的な欠陥である、条約条文の解釈が日米条文で異なる問題です。特に、第11条の下田への領事駐在既定は、まったく正反対の意味と解釈することも可能でした。すなわち、日本側は「下田に領事を派遣することができる」とは、日本的解釈では「できる」＝「しない」とも解することができます。将来、もしかしたらあるかもしれないという意味ですが、それは上流階級（為政者）の論理だと「しない」ということです。

ところが、英語条文では日米いずれかが必要と認めれば下田へ領事派遣が可能と解釈できます。合衆国政府は、この条文を利用して下田へ駐在領事としてハリスを派遣し、彼に全権を委任することで通商条約調印交渉をおこなわせようとしたのです。

しかし、下田奉行はハリス一行の渡来に驚き、その上陸を阻止しようとし、他方、ハリスは、条約規定により来航は合法とし、またアメリカ合衆国大統領国書を持参していることを伝えて上陸を主張しました。ただし、国書については江戸へ向かった後、将軍に直接手交するとした開陳を拒否しました。

この時、江戸の幕閣（老中首座は<sup>まくら</sup>佐倉藩主堀田正睦<sup>ほったまさよし</sup>）は、当初ハリスの下田滞在を拒否しようとしていました。ここに何の支援もないハリスたちの苦闘が2年以上続きます。途中、病魔に冒されながら孤独の戦いを続けたハリスは、徐々に下田奉行の信頼を得ていき、そして奉行たちはハリスとの交歓と彼の江戸行きを要請しました。他方、幕閣は長崎のオランダ商館長ドン・

キュルシュスや現地に来港したロシアのプチャーチンらもまた自由貿易を盛り込んだ新条約を求め、長崎奉行は応じるべきとの提言を江戸に発していました。そこで、オランダやロシアの主張を牽制する目的で、ハリスの江戸出府を認めたのです。

江戸でのハリスは、条約交渉委員に選ばれた井上清直<sup>ただなり</sup>や岩瀬忠震<sup>ただなり</sup>と交渉を始めていき、ほとんど知識のない交渉委員たちに、みずからの考える条約調印を説きました。それは、たんなる貿易活動を認めた通商条約ではなく、両国の代表が相互に各々の首都に滞在し、両国民が相互に両国を往来できることを骨子とした全面的な国家間条約の調印を説いたのです。ただし、貿易活動の規定において、ハリスは新興国アメリカ合衆国の利益を確保し、貿易大国イギリスに対抗できるように、関税率がアメリカに有利となるなどの取り決めに忘れませんでした。他方、幕府側委員も国内政局で紛糾する京都や大坂への外国人訪問をやめさせ、国内の主要決済通貨である銅銭の輸出禁止を主張し、ハリスもこれに妥協しています。こうして、1857年12月までには通商条約の草案が完成したのです。

### 将軍継嗣問題？と条約勅許問題の交錯

世間の俗説では、13代将軍徳川家定<sup>いえさだ いえさち</sup>（家祥から改名）の後継を内定させようとして政局の争点になったといわれます。そして、徳川斉昭<sup>なりあき</sup>や松平慶永<sup>よしなが</sup>（越前藩主）、島津斉彬<sup>なりあきら</sup>らが推した一橋慶喜<sup>よしのぶ ごさんきょう</sup>（御三卿・一橋家当主、斉昭の子、のちの徳川慶喜）と徳川家の保守層が推挙した紀州藩主徳川慶福<sup>よしとみ</sup>（のちの家茂<sup>いえもち</sup>）の二人が候補として争い、結果として徳川慶福<sup>よしとみ</sup>に決定したということです。

しかし、当の本人である慶喜は、晩年、自伝の聞き取りに際して歴史学者から継嗣問題<sup>けいし</sup>について質問された時、そんな事実があったことに疑問を呈しています。つまり、そのような問題があったのか知らない。事実、徳川宗家<sup>そうげ</sup>（将軍家）の後継者を事前に定める作業は、通常ならおこなわれることはありません。現将軍や幕閣などが次期将軍を決定するとしても、「継嗣<sup>けいし</sup>」ではありませんし、松平慶永<sup>たやす</sup>（御三卿・田安家からの養子）や島津斉彬が、徳川宗家の家内問題に介入することはありえませんが、してはいけないことでした。だが、ここでとりあげた大名たちこそ、幕閣にもの申すことで一つのグループを形成していた「雄藩大名」たちでした。彼らは、すべて徳川一門か親族です（島津も）。同時に、水戸徳川家や薩摩島津家のような官位の高い大名は、朝廷にも例外的に太いパイプがありました。例えば、水戸徳川家は鷹司家<sup>たかつか</sup>と、薩摩島津家は近衛家<sup>このえ</sup>と縁戚関係にありました。鷹司家・近衛家、ともに摂政・関白になることができる五摂家<sup>ごせつげ</sup>（藤原氏）です。そして、自らの幕政改革に対する意見を幕閣に受け入れさせるため、通常とは異なるルートで圧力をかけようとしたのですが、それが朝廷の威光を利用することでした。

徳川斉昭（水戸）や島津斉彬は、自分たちの夫人（斉昭夫人は鷹司家から、斉彬夫人は近衛家から）の実家を利用して、将軍家定が病弱であることから一橋慶喜を継嗣として決定するよ

う徳川将軍家への勅命を発すべく、京都で政治工作をはじめていきます。有能といわれた一橋慶喜を次期将軍しようとしたため、彼らは一橋派を形成したと歴史教科書や俗説は説きますが、それは後年の恣意的な表現です。これに対して、紀州徳川藩主慶福を推したのが南紀派といわれますが、それこそ徳川門閥層（保守派）のことをいっているにすぎません。

同じ時期に、徳川幕閣は通商条約の調印に関わる勅許を奏上しました。下田条約調印に関わる国事奏上と同様に、朝廷の威光も利用して国内諸大名の同意をとりつけようとしたのです。しかし、勅許は容易に下りませんでした。攘夷思想を露骨に表明していた孝明天皇は、従来の国家体制にはない通商（貿易）規定のある条約に反対していました。さらに、内外情勢に感化された公家の子弟たちのなかには、徳川幕閣寄りの姿勢が顕著な摂政の朝廷運営を批判し、さらに近衛家や鷹司家を通して、外交問題よりも将軍継嗣問題のほうが重要であるとして、条約勅許問題を妨害していきました。

容易に勅許を得られないため、老中首座の堀田正睦は徳川保守層の信任を失ってしまいます。罷免こそ免れましたが、代わりに徳川保守層は臨時職である大老の設置を図り、将軍家定の承認を得ました。大老・井伊直弼の承認です。大老は幕閣の最高責任者となりますが、その役目は幕政を運営するというよりも、懸案の問題を決着させる、つまり責任を負って「決断」するのが仕事です。井伊直弼の評価については機会があれば説明しますが、直弼も勅許は必要との立場にたちました。近江の北半分を領有する井伊家は、代々、譜代大名でもっとも朝廷（京都）に近い場所（彦根）にあり、誰よりも朝廷との太いパイプがありました。国学を修養したこともある直弼は、個人的な思想として天皇を敬い勤王の立場を重視していたといわれています。そして、堀田正睦を京都に派遣し、直弼の側近らとともに朝廷工作にあたさせます。しかし、それでも勅許は獲得できません（質問で対応）。同じ頃、条約草案ができあがっていたハリスは、交渉委員である井上清直・岩瀬忠震に期限を区切った調印を訴えていました。江戸城でおこなわれた幕閣評議において、もはや貿易開始に異をとなるものはいませんでした。誰も勅許なしの調印には躊躇していませんでした。そこで井上と岩瀬は、もしハリスの主張する期限までに勅許を得られなかったらどうするのかと大老井伊に尋ねたところ、その時はみずからの責任で調印する意向を表明しました。これは、井上らの誘導尋問でした。速やかに横浜へ赴いた井上・岩瀬は横浜沖に碇泊していたアメリカ軍艦ポーハタン号でハリスとの間に日米修好通商条約に調印したのです。

日米条約調印は、幕閣に衝撃を与えました。特に大老井伊の動揺は激しく、辞職を表明したほどでした（側近によって撤回させられる）。この時既に、将軍継嗣問題が徳川慶福に決着（大老井伊による諸大名への布告済み）しており、活動の立場を失っていた水戸や薩摩の関係者は報復的に無勅許調印の事実を強調し、大老井伊直弼の暴政であると批判する活動にでました。あわせて京都や江戸の治安も悪化していたことから、京都所司代や江戸町奉行は取締を強化しただけでなく、諸大名へも幕政批判をおこなう問題人物を引き渡すように命じました。吉田



松陰しょういんのような人物はこれに該当します。彼は老中襲撃計画をたてたといわれますが、協力者はほとんどいませんでした。しかし、長州藩はすすんで彼を江戸に護送して引き渡します。具体的なものは何もないので否認すればそれでよかったにもかかわらず、松陰は進んで計画を江戸町奉行所で公言し、処刑されたのでした。

幕閣の弾圧は諸大名や徳川一門の大名にもおよびます。通商条約調印後、徳川齊昭たちは、定められた登城日とじょうひ（諸大名は定められた日に江戸城で將軍謁見えつげんすることとされたが、それ以外の日の登城は禁止されていた）でなかったにもかかわらず、実子の一橋慶喜らを連れて登城し、幕閣に対して無勅許調印などを詰問したのでした。幕閣は、後日、無断登場を理由に齊昭や慶喜らを処分していきました。これらは安政の大獄たいごくと後によばれ、すべてが井伊直弼の命令によるものといわれてきましたが、事実は責任を直弼に押しつけようとした人々の史実操作にあるようです。

大獄により雄藩大名たちは失脚してしまいました。島津齊彬きゅうせいは急逝（急死）してしまいます。松平慶永いんきよは隠居させられました。徳川齊昭は既に隠居の立場でしたが、永隠居えいとされ、二度と公の場にでることを禁じられました。雄藩大名たちの失脚は、彼らの領内における幕閣と親密な保守層や反対勢力の台頭を促すことになります。このうち、水戸藩では、藩主の側近で幕閣と親密な「書生派しよせいぱ」が、齊昭の保護によって台頭していた「天狗派てんぐぱ」と対立していました。しかし、齊昭の隠居により天狗派は失権してしまったので、再度藩内の権力を掌握するため、大老井伊直弼暗殺を計画します。井伊を暗殺することで幕閣に近い書生派の窮地に陥れようとしたのです。事態を把握した齊昭の制止命令にもかかわらず、1860年、計画は実行されます。桜田門外の変です。井伊直弼きょうじん たおは兇刃きょうじんに斃たおれました。

しかし、歴史は皮肉な事実を刻んでいきます。当主を暗殺された彦根藩は、無勅許調印を口実として領地を10万石剥奪はくだつされます。その後、直弼の側近を処刑し勤王の姿勢を強調した彦根藩は、徳川譜代筆頭の立場との間に苦悩していきます。そして、王政復古後、いちはやく徳川宗家を見限った譜代が彦根藩でした。しかし、彦根藩は戊辰戦争でも常に前線への出兵を余儀なくされ、戦争での死者数は尾張徳川家（大藩）、薩摩島津家に次いで3番目の多さでした。にもかかわらず、天皇に忠誠を尽くさなかったとの悪イメージは、明治になっても容易に消えることがなかったのです。

## 課題

井伊直弼の実像は、歴史に語られるものとは異なることが明らかとなっています。しかし、そのイメージが容易に変わることがありません。なぜだと思いますか。各自コメントしてください。なお、「わからない」はNGです。字数は自由ですが、100～200字以上で。

### 日本史 A (鵜飼) 第3回課題

[mrugai@tguiss.jp](mailto:mrugai@tguiss.jp) に提出。質問もこのアドレスで受け付けます。

PDF またワード形式の添付文書(書式指定 A4 35×40 行)によって提出(図表や写真の挿入は不要)。期限は5月13日まで。

\* ファイル名は、以下の通りとする。

ex. 5年5組1番鵜飼政志の場合 5501\_鵜飼政志 ※\_は、半角アンダーバーです。

\* 作成した課題の冒頭に、「第1回課題」「5年○組○番 氏名」を記入すること。

\* 事前に確認しているオンラインでの提出が難しい生徒は、学校・鵜飼政志宛で印刷したものの・A4用紙に手書きして書いたものを郵送しても可とする。